



世界の農業・農政

アメリカの2012年農業法をめぐる最近の動き

国際領域 上席主任研究官 吉井 邦恒

1. はじめに

現行の2008年農業法の期限が本年9月30日にせまり、2012年農業法案の取り扱いが注目されています。さる6月21日に上院本会議で「農業改革・食料・雇用法」（以下「上院案」）、7月11日には下院農業委員会で「連邦農業改革・リスク管理法」（以下「下院農委案」）が可決され、現在下院本会議での審議を待っているところです。本稿では、現時点での両院の農業法案のうち経営安定対策の概要を整理し、その影響について若干の分析を行います。

2. 上院および下院の農業法案の概要

2012年農業法案の検討過程では、1兆ドルを超える財政赤字が続く厳しい財政事情と好調な農業経済の下で、歳出削減に貢献しつつ、農業者への経営安定対策をいかにして維持・再構築するのが最大の論点となってきました。経営安定対策と歳出削減に関する上院と下院の農業法案の内容を第1表に対比してみました。

第1表 両院案の比較

	上院案	下院農委案
現行の政府支払いの廃止	直接支払い、CCP、ACRE	直接支払い、CCP、ACRE
セーフティネットの創設	ARC	PLC・RLC
綿花対策	STAX	STAX
増減額合計（2013～22年度）	△231億ドル	△351億ドル
うち農産物プログラム	△194億ドル	△236億ドル
栄養プログラム	△40億ドル	△161億ドル
農業保険	+50億ドル	+95億ドル

資料：アメリカ議会予算局。

注：STAX（Stacked Income Protection Plan）は郡ベースの上乗せ型の収入保険的プログラム

両院ともに直接支払い、CCPおよびACREを廃止し、新たなセーフティネットとして、上院案ではARC（Agriculture Risk Coverage）、下院農委案ではPLC（Price Loss Coverage）およびRLC（Revenue Loss Coverage）が提案されています⁽¹⁾。新たなセーフティネットのうち、ARCとRLCは軽微な収入減少（shallow loss）に対する収入保証プログラムであり、PLCは基準価格と販売価格の差を補てんする不足払い制度です。

両院の農業法案による2013年度からの10年間の歳

出削減額をみると、上院案が231億ドル、下院農委案が351億ドルとなっています。共和党が多数の下院の方が歳出削減額が大きく、上院案との差は栄養プログラム削減額の違いによるものです。

以下で、新たなセーフティネットとして提案された上院案のARCと下院農委案のPLC・RLCの概要を述べてみたいと思います。

（1）ARCの概要

ARCには農家のデータに基づく方式と地域（郡）のデータに基づく方式があり、そのいずれかを1回だけ選択できます（選択後変更不可）。ARCに加入しないという選択も可能です。

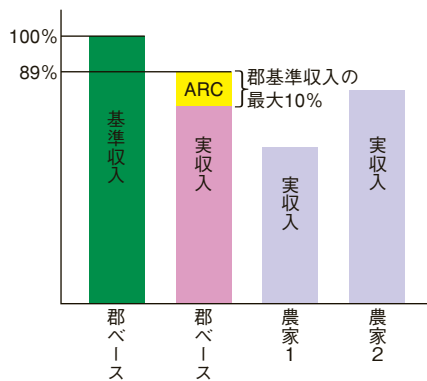
第2表 ARCの支払額

	農家ベースのARC	郡ベースのARC
基準収入	5中3年の平均農家単収×5中3年の平均全国販売価格*	5中3年の平均郡単収×5中3年の平均全国販売価格*
実収入	当該年農家単収×max〔期初の平均全国販売価格、全国ローンレート〕	当該年郡単収×max〔期初の平均全国販売価格、全国ローンレート〕
支払基準	実収入 < (基準収入×89%)	
支払率（作付面積当たり支払額）	min〔(89%×農家基準収入－農家実収入)、10%×農家基準収入〕	min〔(89%×郡基準収入－郡実収入)、10%×郡基準収入〕
総支払額	農家支払率×作付面積×65%（作付け不能の場合45%）	郡支払率×作付面積×80%（作付け不能の場合45%）

注：米と落花生については、当該販売年度の全国価格が最低価格を下回った場合には、全国販売価格は最低価格に置き換えられる。

ARCに加入した場合の支払額の計算方法を第2表に示しました。農家ベース、郡ベースともに、実収入が基準収入の89%を下回るときに、「支払率＝89%×基準収入－実収入」に作付面積の一定割合を乗じた額が支払われます。支払率の上限は基準収入の10%です。

第1図に示すとおり、郡ベースのARCを選択した場合、同じ郡の農家1と農家2では、作付面積当たりで見ると、実収入は異なりますが、ARCからの受取額は同じになります。農家ベースと郡ベースの選択に当たっては、当該農家と郡の収入の相関関係や支払対象面積の差（農家：作付面積の65%、郡：作付面積の80%）等が考慮されると考えられます。



第1図 ARCの仕組み（郡ベース）

(2) PLCとRLCの概要

下院農委案では、PLCへの加入が原則になっており、最初の選択でPLCを希望しない場合にRLCを選択することができますが、選択後の変更はできません。

第3表 PLCとRLCの支払額

	PLC	RLC
支払対象	販売価格の低下	郡ベースでの収入の減少
保証範囲	基準価格とmax〔平均全国販売価格、ローンレート〕の差	基準収入の75%から85%の間
保証価格	基準価格を法律に規定	過去5中3年の平均全国販売価格*
基準単収	2008～12年の平均農家単収の90%またはCCPの基準単収	郡単収の過去5中3年平均
支払対象面積	作付面積の85%	作付面積の85%
支払額	(基準価格－max〔平均全国販売価格、ローンレート〕)×基準単収×支払対象面積	min [(85%×郡基準収入－郡実収入), 10%×郡基準収入]×支払対象面積

注. 当該販売年度の全国販売価格がPLCの基準価格を下回った場合には、全国販売価格は基準価格に置き換えられる。

第3表にPLCとRLCの支払額の計算方法を示しました。RLCとARCは、保証範囲と保証価格に違いはありますが、それ以外はほぼ同じ仕組みになっています。また、第4表に示すとおり、PLCの基準価格は、現行のCCPの目標価格よりはかなり高く設定されています。基準価格を議会予算局（CBO）による今後5年間の価格予測と比較すると、米や落花生に対するPLC支払いが行われる可能性が高いことがわかります。

第4表 PLCの基準価格

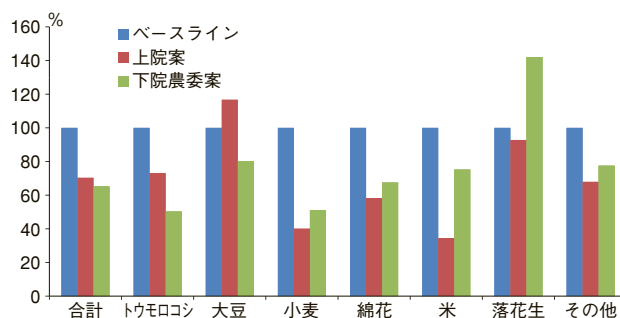
(単位：\$/bu, lb, cwt)

	PLC 基準価格	CCP 目標価格	CBO価格予測 (2013-17平均)
トウモロコシ	3.7	2.63	4.67
大豆	8.4	6	10.74
小麦	5.5	4.17	5.79
米	14	10.5	13.1
落花生	0.2675	0.248	0.2524

資料：アメリカ議会予算局。

(3) 両院案の作物別の影響

では、経営安定対策の改革により、作物別の歳出額にどのような影響が生ずるのでしょうか⁽²⁾。第2図をみると、上院案ではトウモロコシの削減率が低く、大豆は増加となっているのに対して、米や落花生の削減率が高くなっています。一方、下院農委案では、上院案とは逆になっています。これは、上院案のARCがトウモロコシや大豆のように作付面積が増加している作物への支払いが多くなると見込まれるのに対して、下院農委案の中心となるPLCの支払いが、第4表でみたとおり、米と落花生に集中し、トウモロコシや大豆に対する支払い可能性が低いと見込まれるためであると考えられます。



第2図 両院案による作物別の削減額の比較

資料：アメリカ議会予算局の資料から筆者が作成。

注. ベースラインは2013年度から2022年度まで2008年農業法が継続された場合の歳出額

3. おわりに

本年11月の大統領選挙前に2012年農業法を成立させることは、むずかしい状況です。2008年農業法は2012年産の作物にまで適用されますので、来年前半頃までに新しい農業法が制定されれば大きな問題は生じないと思われます。

両院の農業法案には、過去実績に基づく直接支払いに代えて、shallow lossの補てん、作付面積に基づく支払い、不足払いの導入等が盛り込まれましたが、仮に価格の下落・低迷が生じた場合には、巨額の財政支出が生ずることが懸念されます。

注

- (1) このほか、両院案には、個人で加入している農業保険の控除部分（いわゆる足切り部分）を補てんするSCO (Supplemental Coverage Option) が盛り込まれています。
- (2) 本分析に当たっては、Paulson, N. & G. Schnitkey, "Differences across Crops in Spending Under the 2012 Senate Agriculture Committee Farm Bill", <http://www.farmdocdaily.illinois.edu/pdf/fdd130612.pdf>を参考としました。

(本稿は2012年8月1日現在の情報に基づいて執筆しました)